

# 定 款

一般社団法人 日本金属屋根協会

# 一般社団法人日本金属屋根協会 定款

平成 25 年 4 月 1 日 施行

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、一般社団法人日本金属屋根協会（英文名 Japan Metal Roofing Association。略称「JMRA」）と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。  
2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、金属屋根及び金属外壁（以下「金属屋根等」という。）に関する技術の開発向上及び普及促進、人材の養成、調査研究等を行い、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 金属屋根等に関する技術の開発向上及び普及促進  
(2) 金属屋根等に関する人材の養成  
(3) 金属屋根等に関する調査研究と対策の推進  
(4) 金属屋根等に関する情報の収集及び提供  
(5) 金属屋根等に関する国際交流及び協力  
(6) 金属屋根等に関し、政府及び関係機関等への意見の表明又は答申  
(7) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 本法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。  
2 正会員は、本法人の事業に賛同する金属屋根等に関係する事業を営む法人及び個人並びにこれらのものを構成員とする団体とする。  
3 賛助会員は、前項に該当しないもので、本法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第8条 会員が本法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) 本法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) 本法人の名誉をき損し又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該社員総会の日の1週間前までに通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
- (4) 死亡し、又は失跡宣告を受けたとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 会員の除名
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎事業年度に1回、前事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権を有する5分の1以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の1週間前に通知を発しなければならない。ただし、法人法第38条第1項3号及び4号に定める議決権を行使することができるとするときは、開催の日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 解散
  - (4) 会員の除名
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第19条 総会に出席しない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、代理人による議決権行使の場合は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第18条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから議長が指名する議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上54名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては10名、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 前項の規定は、補欠として理事及び監事を選任する際にも適用する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括、執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内において、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には要する費用の支払いをすることができる。

(責任免除)

第28条 本法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事(監事であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

3 本法人は、法人法第115条の規定により外部理事又は外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、年2回以上開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記した書面により開催の請求があったとき
- (3) 監事から法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第39条 本法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分及び剰余金の分配)

第40条 本法人の収支決算に差額が生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第42条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告)

第44条 本法人の公告は、電子公告より行う。

2 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

### (相談役、顧問及び参与)

第45条 本法人に任意の機関として、相談役、顧問及び参与をそれぞれ5名を限度として置くことができる。

2 相談役は会長経験者のうちから、顧問は本法人に功労のあった者のうちから、参与は金属屋根等に関する専門知識を有する者のうちから、それぞれ理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役及び顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じる。

4 参与は、本法人の業務の処理に関して会長の諮問に応じる。

5 第25条第1項の規定は、相談役、顧問及び参与について準用する。

### (委員会)

第46条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

### (事務局)

第47条 本法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

### (実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。



## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本法人の最初の代表理事(会長)は吉田伸彦とする。